

報告第9号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日

大阪市長 松井一郎

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第80条の2第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第81条中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第134条第1項中「第469条第2項」を「第469条第3項」に改める。

附則第17条中第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に、「第21項」を「第19項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20

項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条中第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とする。

附則第25条第2項中「平成31年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成31年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪州市税条例 (抄)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第80条の2 法第349条の3 第28項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第27項

2 法第349条の3 第29項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第28項

3 法第349条の3 第30項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第29項

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第81条 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条、

第100条及び第101条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第78

条及び法第349条の3 第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の

第11項

課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以

下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第78条及び前項

並びに法第349条の3 第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資

第11項

産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(たばこ税の申告納付の手続)

第134条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者 (以下この節において「申

告納税者」という。) は、総務省令で定める様式によって、毎月末日までに、前月の初

日から末日までの間における第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しく

は消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節にお

いて「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第139条の規定により控除を受けようとする場合にあっては同条の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、総務省令で定めるところにより、法第469条第2項に規定する書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの

第3項

品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 省 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 省 略

2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。
2 第5号

4—5 省 略
3 **4**

6 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。
5 第26項

7 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
6 第27項

8 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
7 第27項

9 法附則第15条第30項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。
8 第27項

10 法附則第15条第31項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 第28項

11 法附則第15条第31項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
10 第28項

12 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規
11 第30項

定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第21項までにおいて同
第19項

じ。)に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
12 **第30項**

号の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
号の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
13 **第30項** ハ

号の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第33項第1号ホに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
14 **第30項** ニ

号の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
15 **第30項**

号の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
16 **第30項**

号の条例で定める割合は、4分の3とする。

19 法附則第15条第33項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
17 **第30項**

号の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第33項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
18 **第30項**

号の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第33項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
19 **第30項**

号の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。
20 第34項

23 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、5分の4とする。

24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。
21 第38項

25 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。
22 第39項

26 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。
23 第41項

27 省 略
24

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第25条 省 略

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は同項に規定する平成
令和元年度適用土地 令和

31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用
元年度類似適用土地

を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第
78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地
課税台帳等に登録されたものとする。

3-4 省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略